

5 中高一貫教育校の安定的運営の確保について

(総務省，文部科学省)

提案の要旨

都道府県が設置する中高一貫教育校に対する普通交付税措置の拡大

現状及び課題

【現 状】

中高一貫教育校は，平成 11 年 1 月の閣議決定「生活空間倍増戦略プラン」及び平成 11 年 9 月に改訂された文部省の「教育改革プログラム」において，全国で 500 校程度を目標に整備が推進されている。

こうした中，都道府県において中高一貫教育校の設置が実行，計画あるいは検討されているが，現在，その設置数が少ないため，教職員給与以外の都道府県立の中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の運営経費については，普通交付税ではなく，特別交付税で措置されている状況にある。

【課 題】

都道府県の設置する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の運営を財政的に安定したものにするため，市町村立学校と同様の普通交付税措置を図る必要がある。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 13 年 12 月	「平成 14 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 14 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望するとともに，別途，新潟県教育委員会等 11 県が連名で要望書を提出
平成 14 年 12 月	「平成 15 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 15 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 15 年 12 月	「平成 16 年度国の施策並びに予算に関する要望」を県教育委員会単独で提出
平成 16 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 17 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望
平成 18 年 7 月	全国都道府県教育委員会連合会から要望

【前年度提案結果】

普通交付税措置されていない。

提案の内容

平成 11 年度から設置が可能となった中高一貫教育校について，都道府県が設置する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の計画的・安定的運営を確保するため，市町村立中学校と同様の普通交付税措置を行うこと

(事業概要)

【現行の制度】

地方公共団体の種類	経 費 の 種 類		測定単位
道 府 県	中学校費	経常経費	教職員数



【提案の制度】

地方公共団体の種類	経 費 の 種 類	測定単位
道 府 県	中 学 校 費	教職員数
		生徒数
		学級数
		学校数